史料１刻石拓本：北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』所収



朱長文墓表　繆2523
北宋元符元年（1098）六月刻。石在江蘇蘇州。拓片高149厘米，寬70厘米。米芾撰并行書。

契丹名、字研究—文化人類学の視点からみた父子連名制

劉　浦江（飯山知保 訳）

北アジアの民族史研究はこれまで歴史学者の注目を集めてきたが、文献資料の数量的問題に加え、伝統的な史学研究の方法論の桎梏に多大な影響を受けてきたため、現在の民族史研究はその研究の深度において、つとに相当成熟した成果を誇る断代史学といまだ比肩すべくもない。かかる如何ともし難い苦境から脱しようとするならば、独自の活路を見出さねばならない。本稿は契丹人の命名制度に対する考察であり、あわせて上述した研究状況を打破する試みでもある。我々が熟知する漢文文献と伝統史学の方法論に依拠するほかに、本稿では契丹語資料と文化人類学の知見及び方法論を出来る限り活用する。その結果、喜ぶべきことに契丹史研究には実は考察・開拓すべき余地がまだ大いにあることを示すことになるだろう。

一、契丹人の「第二名」の秘密を解き明かす

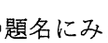
簡潔に言えば、契丹人の名前は二つの要素から成る。遼代の漢文文献によれば、一つは「名」（遼代には「小名」或いは「小字」と訳された）であり、多くの場合一単語から構成されるが、二・三単語から成るものもある。いま一つは「字」であり、全ての「字」は一単語から成る。契丹小字の墓誌に墓主の名・字が記される際は、「名」と「字」の間にという語が頻出するが、これは属格語尾という付加成分を伴う序数詞「第二」であり、契丹人の「名」・「字」を解読する鍵となる。この語のこのような例における含意については、以前から研究者の間で二つの推測がある。即実（巴図）、王弘力等は墓主の排行を示すとしたが、奇妙な事に、墓主の排行が何番目であろうとも、その名・字を記す際この語は常に出現する。劉鳳翥先生はかつて多くの場合この語を「第二（等）の」と解釈され、この理解に基づいて、後置される語を臨機応変に国姓・宗室・横帳等と解釈されたが、この語の前後に現れる単語が往々にしてみな墓主の名・字の構成要素に属することには注意されていない。現時点では、これらの解釈はみな当を得てないかの如くである。

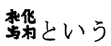
ここ数年に到ってようやく、契丹文字研究者はこの語の解読に対して傾聴に値する見解を提出した。烏拉熙春教授はこの語が契丹人の字を示し、本義は「対を成す、一対の」であり、意味としてはその後の語が「小字」と対を成す「大名」であることを指すもの

とされた。[1] この説は語の原意に対する理解に誤りがあるものの、それを契丹人の字と関連付けたことは大きな進歩である。そして、劉鳳翥先生は最終的にの本当の含意を明らかにされた。契丹人の名・字と関連する時には、この語は小名に対する「第二の名前」を指す。この理解により『耶律（韓）迪烈墓誌銘』第二行に記される墓主の名前を誤りなく次のように訳出することができる。



子　名　迪烈　第二の（名）　空寧

また、墓誌の題名にみえる墓主の名前の全称は、すなわち「空寧・迪烈」と直訳することができる。[2]

という語に対する正確な解読は、現時点では契丹語人名を考察して得られた最も重要な成果である。『耶律（韓）迪烈墓志銘』のように墓主の名前を記述するのは、契丹文字石刻資料の一種の通例である。所謂「幼名」は「小名」とも意訳でき、『遼史』列伝は通常それを伝主の名とする。これに対して、契丹文字石刻の中に記される「第二名」は、『遼史』では伝主の字とされる。契丹人の習慣によれば、その名前の全称は「第二名」（字）が前に、「小名」（名）が後にくる。これが、現在の学界の契丹人名制度に対する最新の知見である。

だが、上述の解読結果がもたらすのはさらに多くの謎である。契丹人の「小名」と「第二名」は、漢人の名と字のような関係に類するものなのだろうか？なぜ人名の全称は「第二名」が前に、「小名」が後にくる形式を採るのだろうか？契丹小字石刻に現れる「第二名」は一体何を意味するのか？このような疑問を抱きつつ、筆者は今までに出土した契丹大小字の石刻で言及される人名をかなり徹底して整理し、その中からかかる疑問に対する答えを見つけ出そうとした。そして、思いもかけなかったことに、ほぼ全ての真相がこの「第二名」の中に隠されていることに気づいた！すなわち、契丹人の第二名はある種の明確な特徴を具えており、注意すべきはその語尾の音節であることを発見したのである。現時点で筆者が目睹した契丹小字の人名資料では、全ての第二名の語尾はそろって**伏**、**出**、**当**、**肉**、**杏**の五つの文字のいずれかをその構成要素とする。そこで次に分類・例示して説明を加え、字形或いは字義に疑問があるものにはいささかの考釈を示

[1] 愛新覚羅・烏拉熙春「《耶律迪烈墓志銘》与《故耶律氏銘石》所載墓主人世系考一 兼論契丹人的“名”与“字” 一」『立命館文学』第580号，2003年6月，1~16頁。後に同氏『遼金史与契丹・女真文一一記念金啓孮先生学術叢書之二』，東亜歴史文化研究会，2004年7月，69~84頁。

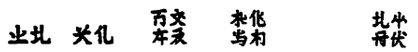
[2] 劉鳳翥、唐彩蘭、高娃「遼代蕭烏盧本等三人的墓誌銘考釈」『文史』2004年第2輯。耶律迪烈は玉田韓氏の出身で漢名は承窺、遼代の契丹化した漢人であり、契丹語の名前は完全に契丹の習俗を遵守している。

す。

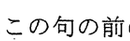
（一）**伏**が末尾にくる事例

契丹小字の人名資料を分析する際、まず注意を喚起されるのがこの文字である。契丹人の第二名の中で、語尾の文字が**伏**であるものは、おおよそ60%前後を占める。前述した耶律（韓）迪烈の第二名はであるのが、まさしくその一例である。

『耶律智先墓誌銘』を例とすると、墓主の名前は4~5行目にみえる。



小　名　延留　第二の（名）　訛里本

当該墓誌の録文は、現在すでに劉鳳翥と清格爾泰両氏の摹本が発表されており、[3] 両本ともこの句の前の二語を併せて一語とするが、解読できていない。拓本と比較すると、筆者は二つの独立した単語とすべきと考える。この二つの単語により構成される語句は、『許王墓誌』の第 8 行に初出するが、『契丹小字研究』はと誤認する。[4]後に即実先生がと正しく修訂し、あわせてその意味が「小字」であると指摘された。[5] の音価は*p‘-ə、は*p-xəi-i に比定される。我々は契丹小字には多くの同語異形現象があることを知っている。したがって、はおそらくの異体であり、つまるところとは同義語で、ともに「小名」の意と考えてよい。上に引用した契丹文の第三語はすなわち耶律智先の契丹語小名である。最後の一語は彼の第二名で、契丹人の常用名である、遼代にはふつう「訛里本」もしくは「烏盧本」と漢訳されるが、その最後の文字は**伏**である。

（二）**出**が末尾にくる事例

契丹人の第二名において、語尾の文字が**出**となる事例は頻見され、その使用頻度は**伏**が末尾にくる事例に僅かに及ばない程度である。試みに一例を挙げよう。『遼史』皇子表によると、玄祖の第三子釈魯、字述瀾は仲父房である。契丹小字『耶律仁先墓誌』の第3行に彼の名前が記されるが、辛うじてその第一語がであることが判別できるものの、その後の幾つかの語句は摩滅して判読不能である。諸々の解読者はみなこの語を「釈魯」と解釈するが、筆者はこれを釈魯の第二名「述瀾」と考える。理由は三つある。第一に、

[3] 前者は趙志偉、包瑞軍「契丹小字〈耶律智先墓誌銘〉考釈」附録一，『民族語文』2001年第3期，38頁参照。後者は清格尔泰『契丹小字釈読問題』，東京外国語大学アジア·アフリカ言語文化研究所刊行，2002年3月，233頁を参照。

[4] 清格尔泰等『契丹小字研究』，中国社会科学出版社，1985年，563頁。

[5] 即実「〈森訥墓誌〉釈読」，同氏『謎林問径——契丹小字解読新程』（以下『謎林問径』と簡称），遼寧民族出版社，1996年，142頁。

この語を構成する五つの文字の音価から判断すると、「述瀾」の訳音と大体一致する。第二に、契丹小字で「釈魯」はと記されるのが、『室魯太師墓誌碑』第１行に在証される。第三に、前後の文脈から考えて、この箇所の記述は彼の全称である「述瀾・釈魯」となるべきところであり、「述瀾」が前置され、後ろにくる「釈魯」の語が残欠していると考えられる。総じて言えば、この語は釈魯の第二名述瀾であるべきであり、そしてその末尾には**出**が記される。

（三）**当**が末尾にくる事例

文字**当**も契丹人第二名に特徴的な語尾であり、かかる特徴はまた石刻資料にも比較的頻見される。金代の契丹小字『蕭仲恭墓誌銘』第２行には、次のような墓主の名前が見える。



第二の（名） 兀衍 小 名 朮里者

この文の内容は先学により繰り返し討論されてきた。この墓誌が公刊された当初、王静如先生がすでにその墓主を蕭仲恭と論定したが、その後長きにわたり、この文中のどの語が墓主の名前であるのか明確にはできなかった。閻万章先生は以前、根拠もなく第二語のを蕭氏と解釈した。[6] 王弘力先生は墓主の本名が（すなわち第一語から語尾の属格接尾辞を除いた綴り方）、つまり『金史』蕭仲恭伝に記される「本名朮里者」であり、その意味は「第二」で、蕭仲恭の漢名「仲」と正に符合するとされた。[7] 即実先生に至ってを蕭仲恭の別名としたが、同時に第二語を本名、最後の一語が小字とされたが、これが現時点で最も真実に迫った見解である。[8]現在の契丹人名に対する認識によるならば、この文は完全に通読できることになる。この文で契丹小字の石刻の一般的な記述習慣と異なる点は、先に第二名が記され、その後に小名が記される事である。第三語は摩滅が激しいが、か**业扎**であろう。最後の一語は蕭仲恭の小名朮里者である。は彼の第二名で、即実氏は「戈也昆」と釈読したが、正確な解釈とは思われず、遼代の訳例に照らし合わせれば、「兀衍」と釈読を改めるべきだろう。この第二名は文字**当**を末尾にもつ。

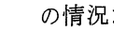
（四）**肉**が末尾にくる事例

契丹小字においては、第二名の末尾に**肉**が記される事例があるが、これはあまり多くない。耶律信先の契丹語名を例として挙げる。「耶律仁先墓誌」第７行では五人の兄弟

[6] 閻万章「河北興隆金墓出土契丹文墓誌銘考釈」『東北考古与歴史』第1輯，文物出版社，1982年，118頁。

[7] 王弘力「契丹小字墓誌研究」『民族語文』，1986年第4期。

[8] 即実「〈戈也昆墓誌〉釈読」，『謎林問径』104~105頁を参照。

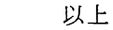
の情況が逐一紹介されるが、末弟信先の名前の全称はである。[9] 後半の一語は契丹語の小名で、「涅魯古」と訳せる。前半の一語は第二名で、即実先生は「撒不椀」と訳されたが、[10] 遼代の訳例と符合しない。『遼史』に頻見される「撒班」、「撒版」、「撒板」、「薩板」、「撒本」等の契丹語名は、この語の漢訳とすべきである。この契丹人が常用した第二名は**肉**を末尾にもつ。

（五）**杏**が末尾にくる事例

契丹人の第二名で、契丹小字石刻の中で文字**杏**を末尾にもつ事例は、現時点では僅かに二例が確認されるのみである。『蕭図古辞墓誌銘』を例とすると、第２行で次のように墓主の名前が紹介される。[11]

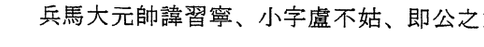


名 図古辞 第二の（名） 勃魯恩

劉鳳翥先生の考証によれば、この墓の主人は『遼史』道宗本紀咸雍三年に現える知黄龍府事蕭図古辞である。上掲の引用部分の最後の一語は墓主の第二名、すでに判明している当該字の再構音によって、暫定的に勃魯恩と訳しておく。墓誌第５行に墓主の名前の全称がと記され、勃魯恩·図古辞と訳せる。その第二名の語尾の文字は**杏**である。

以上のように列挙した事例は、契丹小字の石刻資料で**伏**、**出**、**当**、**肉**、**杏**の五つの文字が第二名の語尾の文字となる情況を示している。このほかにも、筆者は契丹大字石刻の人名に関する記述の中で、第二名に特徴的な語尾字を発見したので、次に例を挙げて説明する。

契丹大字『耶律習涅墓誌銘』第２行には次のような人名がある。[12]



習寧 · 盧不姑

この人物は習涅の六世祖であり、同時に出土した漢文『耶律習涅墓誌銘』には、「于越王兵馬大元帥諱習寧、小字盧不姑、即公之六世祖也」と記される。[13] 『遼史』巻七六には

[9] 「耶律仁先墓誌」については即実、劉鳳翥、清格尔泰の各氏の摹本が前後して発表されているが、この箇所の耶律信先の名前はみな摹録に誤りがある。ここでは劉鳳翥『契丹文字新研究』（未刊稿）により訂正する。

[10] 即実「「糺隣墓誌」釈読」，『謎林問径』210頁を参照。

[11] この墓誌の録文は劉鳳翥氏の摹本に拠った。梁振晶「阜新四家子遼墓発掘簡報」附录，『遼寧考古文集』，遼寧民族出版社，2003年7月，121~133頁を参照。

[12] この墓誌の拓本と摹本は、金永田「契丹大字〈耶律習涅墓誌〉考釈」（『考古』1991年第4期）に発表された。本稿で引用する録文と釈文は、ともに劉鳳翥『契丹文字新研究』（未刊稿）に拠る。

[13] 盖之庸『内蒙古遼代石刻文研究』，内蒙古大学出版社，2002年，357頁。

列伝もあり、「耶律魯不古、字信寧」という。この「魯不古」すなわち「盧不姑」の異訳で、「信寧」は「習寧」の異訳である。遼代漢文石刻の契丹人名に対する漢語訳には、『遼史』のように規範的ではなく、この墓誌の記す「小字盧不姑」は彼の小名を指し、「諱習寧」とは実際には彼の第二名を指す。すなわち、『遼史』で「字」とされる部分である。契丹人の習慣を考えれば、契丹大字で名前の全称を記す場合、第二名が前、小名が後となる。その第二名の語尾の文字は𘠽である。

契丹大字の石刻資料は相対的に少なく、しかもその解読水準は小字に遠く及ばない。このため、今のところ契丹大字資料の中で発見された首肯しうる第二名の語尾字は僅かにこれ一つである。後述する第二名語尾音節の文法的機能の分析を踏まえると、契丹大字の中にはまだいくつかの第二名語尾字があるものと思量されるが、この問題については後日さらに研究が進展するのを待ちたい。

上述の分析をまとめると、契丹小字と契丹大字の石刻資料が提供する情報はともに一つの事実を明らかにする。すなわち、契丹人の第二名語尾はある種の特定の音節により構成される、一種の附加成分である。実は、この問題に注意した研究者が既に存在した。20年前、王弘力先生は極めて見識の高い指摘をされた。「契丹人の小字の絶対多数はnを末尾にもつ」という指摘である。[14]この指摘は、表現はいささか的確さに欠けるとはいえ、王先生がすでにこの現象の存在を看取していたことを明示するが、惜しむべきはさらなる考察がなされなかったことである。近年、烏拉熙春氏は契丹小字の人名の若干の語尾についての分析を通じ、さらに明確な見解を提出した。契丹人の名と字は往々にして語根を同じくし、「字」を構成する語は、一般的に「名」に用いられる語にinもしくは子音nを補った形をとるというものである。[15]

この規則を最初に発見したのは、聶鴻音先生であった。彼は漢語音韻学の視点から『遼史』にみえる契丹人の字の語尾附加成分に分析を加え、契丹人の字は契丹語に-nと-inという二つの名詞附加成分が存在したことを反映しており、その出現パターンは明らかに相補分布にあるとした。つまり、-nは母音a、e、i、oの後にのみ現れ、-inは母音u

[14] 前掲『契丹小字墓誌研究』57頁を参照。この文章は1986年に発表された。

[15] 爱新觉羅·烏拉熙春「契丹人的命名特徵--兼论契丹语派生形容詞的後缀」，『契丹語言文字研究』，京都大学東アジア歴史文化研究会，2004年5月，210~225頁。烏拉熙春氏は𘠽、𘠽、𘠽、𘠽、𘠽、𘠽等の文字は全て契丹人名の後綴であると考える。契丹人の小名と第二名を正確に区別することができなかったため、氏は小名に用いられる𘠽𘠽（謝十）、𘠽𘠽（高十）、𘠽𘠽（瑰引）等をみな第二名として分析し、誤った結論を導き出した。『耶律（韓）迪烈墓誌銘』第6行に記される韓謝十の第二名は𘠽𘠽（延寧）であり、『韓高十墓誌銘』第13行に現れる韓高十の第二名は𘠽（王寧）、『耶律仁先墓誌銘』第5行に記される耶律瑰引の第二名は𘠽（査懶）である。

あるいは子音の後にのみ現れる。聶先生はこれにより非常に注視に値する現象を発見した。契丹人の名と字の間には通常、漢人の名・字の間にあるような語義上の関係は無く、その大部分はある種の語尾の転換を示すに過ぎないという点である。[16]

聶先生が指摘した現象と、筆者が契丹文字の石刻資料の中で見出した契丹人の第二名語尾の規則性は、互いに補完するところが大きいといえる。両者が示す現象は、実は同一の問題である。では、上に列挙した契丹大小字の各種の第二名語尾の附加成分にはいかなる共通点があるのだろうか？また、いかなる相違点があるのだろうか？この問いに答えるためには、それらの音価を検討し、文法機能を明らかにする必要がある。

（1）契丹小字の語尾附加成分Ⅰ：𘠽

遼代には契丹人名を漢訳する場合、語尾に「隠」か「寧」が多用される。これらの第二名は契丹小字では通常みな𘠽が末尾にくる。例えば、𘠽𘠽（留隠）、𘠽𘠽（乙辛隠）、𘠽𘠽（韓隠）、𘠽𘠽（国隠）、𘠽𘠽（遵寧、遜寧とも訳される）などである。聶鴻音先生の見解によると、この類の名前の語尾附加成分はみな-inである。先生が挙げられた例証は次の通りである。『遼史』には名が「柳」である者、また字が「留隠」である者もいるが、後者は-inがuの後に付着する。名が「乙辛」という者、字が「乙辛隠」という者、また名が「翰」である者、字が「韓隠」である者の場合、「乙辛隠」と「韓隠」はみな-inがnの後に付着する。

ほかにもう一種類あって𘠽が末尾にくる第二名が、-inという再構音と対立するものには、𘠽𘠽（訛里本）、𘠽𘠽（曷魯本）等がある。遼代漢語の音韻を踏まえるならば、ここでの𘠽の音価は-ənと再構してこそ適切なものとなろう。

この一見矛盾する現象についても、合理的な解釈がおそらく可能である。現在の契丹小字の音節表記規則に対する知見によれば、子音を表記する際に用いられる文字は、往々にして不確定な母音を持つ。その母音が一体何であるのかについては、主にいかなる音と併読されるのかを見なければならないことになる。こうした要因を考慮すると、第二名語尾の附加成分として使われる𘠽は、その音価の範囲が*in~ənと推定される。実際の用例から判断すると、子音あるいは母音uの後にのみ付着したことが分かる。

（2）契丹大字の語尾附加成分Ⅰ：𘠽

契丹大字の𘠽について、劉鳳翥先生が再構した音価はinあるいはənであるが、[17]この再構音に関してはさらなる検討が必要である。いろんな情況からは、この文字と契丹

[16] 聶鴻音「契丹語的名詞附加成分*-n和*-in」，『民族語文』2001年第2期。本稿が引用する聶先生の見解は全てこの論文に基づくので、逐一註は付さない。

[17] 劉鳳翥、王雲龍「契丹大字〈耶律昌允墓誌銘〉之研究」附録一「契丹大字音価構擬表」，『燕京学報』新17期，北京大学出版社，2004年11月，86頁。

小字の第二名の語尾附加成分が相通じていたと考えられる。契丹小字『宋魏国妃墓誌銘』第 4 行のが遼代の漢訳では「留引」、「六温」（即ち蕭孝誠）とされ、[18] 契丹大字『耶律昌允墓誌銘』第 7 行のが、『遼史』耶律海里伝では「宇留隠」と記されるように、契丹大字のと契丹小字のは同じ語であり、つまりはと、はと同じと言える。また、契丹小字の石刻に頻見される第二名（乙辛隠）は、契丹大字『耶律習涅墓誌銘』第 9 行ではと記され、がに，がに等しいことが分かる。さらに、契丹小字『宋魏国妃墓誌銘』第 4 行のという語が、遼代の漢訳では「解里」、「諧里」、「諧領」（即ち蕭和）とされ、[19] 契丹大字『耶律昌允墓誌銘』第 6 行のが、『遼史』耶律抜里得伝では「字孩隣」と記され、「孩隣」と「諧領」が明らかに同名異訳であることなどから、契丹大字のと契丹小字のが同一語を表し、またがと、がと同じであることが分かる。これらの証拠が我々に示すのは、契丹大字で第二名の語尾附加成分として用いられるは、その読音と文法機能が契丹小字と完全に同一であるという点である。

（3）契丹小字の語尾附加成分Ⅱ：

この文字の音価については、現在一致した見解が無い。上述したを末尾にもつ第二名（述瀾）からは、その末尾の文字の音価は-n と推定されるべきである。清格尓泰先生はとは形容詞・動詞の一種の附加成分のようであり、の多くはａ類母音の後、の多くはə類母音の後に現れ、それらの区分は母音調和規則と関係があるとされた。[20]

（4）契丹小字の語尾附加成分Ⅲ：

この文字の音価推定の問題については、各研究者の見解が大きく分かれる。の第二名の語尾附加成分における使用情況を踏まえると、その音価の範囲を基本的に確定しうる。『蕭仲恭墓誌』第２行のは、『遼史』蕭兀納伝の「特免」であり、『遼史』耶律章奴伝の「特末衍」と『皇弟秦越国妃蕭氏墓誌』の「（蕭）特末寧」はその異訳であろう。また、契丹人がよく用いた第二名は、「迪輦」または「敵輦」と漢訳される。これらの対応する漢字から推断すると、の音価の範囲は*in~ian と推測される。

（5）契丹小字の語尾附加成分Ⅳ：

[18] 漢文『宋魏国妃蕭氏墓誌銘』及び『梁国太妃墓誌銘』（未発表）を参照。

[19] 漢文『宋魏国妃蕭氏墓誌銘』、『耶律元妻晋国夫人蕭氏墓誌』、『秦国太妃墓誌』（未発表）をそれぞれ参照。前二種の訳名はみな語尾の子音を省いているが、「諧領」は比較的規範に沿った漢訳である。

[20] 清格尓泰『契丹小字釈読問題』，83~84頁。

今までのところこの文字の音価に明確な音価を再構した研究者はいない。現時点で確認できるはを末尾にもつ第二名としては、『耶律仁先墓志』第７行のが比較的典型的な例である。この名は『遼史』に頻出し、「撒班」、「撒版」、「撒板」、「薩板」、「撒本」等の異訳がある。また、『遼史』耶律阿思伝は「阿思」の字を「撒班」とし、『蕭義墓誌』は「撒巴寧」とする。これらの異訳を考慮すると、暫定的にを*n~in と再構~~推定~~するのが穏当であろう。聶鴻音先生は「撒班」の語尾附加成分は-n がａの後についたものであるとするが、を末尾にもつ第二名では、普通はみな文字の後に付くので、の音価はおおよそ[o]と確定しうる。

（6）契丹小字の語尾附加成分Ⅴ：

原義は「牛」であり、劉鳳翥先生は最も早く音価を ni と推定され、漢語からの借用語であり、発音も「牛」に近いとされた。[21] この見解は依拠し難い。契丹語の十二支は、龍が漢語からの借用語である以外はみな契丹語固有の語彙である上、牛という動物は契丹人にとって身近な動物であり（契丹に青牛白馬伝説があるのがその明証である）、なぜ漢語の語彙を借用する必要があるのだろう？ 清格尓泰先生はを un と読み、おそらくはモンゴル語の unijə（乳牛、母牛）と同源であろうとされた。[22] 筆者もこの意見に傾いている。上掲した『蕭図古辞墓誌銘』の（勃魯恩）を例とすると、その語尾附加成分はおそらく-un が u の後についた可能性が高い。その前のの音価は、つとに u と明確に推定されているからである。

以上のように検討した契丹大小字の第二名における語尾附加成分の音価およびその分布状況は、次のように帰納できる。

契丹小字と契丹大字：その音価は*in~ən と推定され、子音あるいは母音 u の後にのみ現れる。

契丹小字：音価は*-n と推定され、ａ類母音の後に多く現れる。

契丹小字：音価は*in~ian と推定され、ə類母音の後に多く現れる。

契丹小字：音価は暫定的に*n~in と推定され、母音 o の後に現れる。

契丹小字：推定音は*-un。母音 u の後に附加されたと考えられる。

これは非常に大雑把な音価分析の結果ではあるが、二つの明確な規則性が看取される。第一に、全ての契丹大小字の第二名の語尾附加成分はみな基本音価-n を含む。第二に、現時点で発見されている五種の第二名の語尾附加成分は比較的顕著な相補分布の関係にあり、それはおそらく母音調和の規則性に符合させるためであろう。これらの現象が我々

[21] 劉鳳翥「契丹小字解読四探」，『第三十五届世界阿尔泰学会会議記録』，台北联合報国学文献館，1993年。

[22] 前掲『契丹小字釈読問題』38~39頁を参照。

に暗示するのは、契丹語の各種の第二名の語尾附加成分が、同一の語法上の機能を有していたであろうということである。聶鴻音先生はすでに、契丹人の字から析出された二種類の語尾-n と-in がおそらく属格語尾であると推測された。本稿の契丹大小字の第二名語尾附加成分に対する分析結果を見れば、この推測は正鵠を射ていた可能性が極めて高く、契丹語の近親言語であるモンゴル語とダウール（達斡爾）語と比較してみればよく分るはずである。

今日、幾人かのモンゴル学者のみるところ、契丹語こそが原始モンゴル語である。従って、モンゴル語と契丹語との比較は、当然ながら高い参考価値がある。現代モンゴル語の属格附加成分は主に三種類である。①yin は母音を末尾にもつ語の後に用いられる。②un は n 以外の子音を末尾にもつ語の後に用いられる。③u は子音 n を末尾にもつ語の後に用いられる。この三種の属格附加成分はみな n 音（三種類目は前に n が接するが）を含むので、その文法機能はさらなる抽象化を経た後、簡略化した形式の属格を産み出した。語尾にひとつの-n のみをもつ属格である。現在、この種の現象は口語において形成段階にあり、書面語にはいまだ反映されていない。[23]

ダウール族は多くの歴史学者から契丹族の末裔と見なされており、このため契丹語もまたモンゴル語族の中で最もダウール語に近い言語と考えられているので、この二つの言語の比較は当然幾つかの問題を解明しうる。ダウール語の名詞の人称属格附加成分は第一、二、三人称に分類され、それぞれが単数と複数に分かれるが、母音調和の拘束を受けず、全ての人称属格附加成分は一つの共通の特徴を持つ。すなわち語尾の音価がみな-n となるのである。[24]

こうしてみると、契丹語の第二名の語尾附加成分とモンゴル語・ダウール語の属格接尾辞は十分相似しており、それらの基本音価はみな-n となる。ここに至り、契丹大小字の各種の第二名語尾附加成分の語法上の意義について、大筋では比較的明確な結論を得られるだろう。だが、ここで新たな疑問がさらに立ち現れる。契丹人の第二名はなぜ一つの例外も無く属格接尾辞をもつのだろうか？そしてそれが契丹人名の全称の中で表すのは一体いかなる意義なのだろうか？

二、契丹文字石刻にみえる父子連名現象

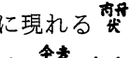
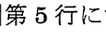
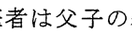
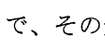
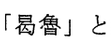
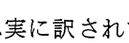
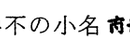
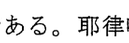
契丹人に特有の第二名に小名を加える名前の構造に初歩的な理解が得られ、とくに第

[23] 清格尔泰『蒙古語語法』，内蒙古人民出版社，1991年，150、152頁。

[24] 拿木四来「達斡尔語名詞的領属附加成分」，『民族語文研究文集』，青海民族出版社，1982年，453~457頁。

二名語尾の附加成分の析出に成功した後、それに新たな発見が続くことはある意味当然である。筆者は幾つかの契丹小字と契丹大字の墓誌に記載される墓主の家系から、次のような興味深い規則性を見出した。すなわち、何組かの父子の名前の間には、同一形式をもつという関係が存在しているのである。次の例証を参照されたい。

（一）耶律吼と耶律何魯不

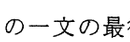
『遼史』耶律吼伝には、「耶律吼、字曷魯。…子何魯不」とある。この後には何魯不の附伝があり、「何魯不字斜寧」と記される。1990 年代中期に内蒙古扎魯特旗で盗掘された契丹小字『耶律迪烈墓誌』は、劉鳳翥先生の考証によれば、墓主は耶律吼五世孫であり、そのため墓誌に耶律吼父子の系譜が記されている。耶律吼の契丹語の全名は第 8 行に現れる  （曷魯本·吼）であり、その子何魯不の名前の全称は第 10 行の  （長子斜寧·何魯不）である。[25] 実は、耶律吼父子の名前は『故耶律氏銘石』第 5 行にすでに現れており、つとに即実先生により解釈がなされている。[26] ただし、筆者は父子の名前に対していささかの疑念を抱かざるを得ない。耶律何魯不の小名は  で、その父耶律吼の第二名は  、発音は*xol-p-ən たるべきところである。『遼史』が「曷魯」と訳したのは語尾の音節を省略したからであるが、即実先生は「曷魯本」と忠実に訳されており、きわめて忠実な訳し方というべきである。これはつまり、耶律何魯不の小名  は、その父親耶律吼の第二名  から一つの語尾附加成分を除いたのみである。耶律吼の第二名  はその長子何魯不の小名  の後に属格接尾辞  を加えて構成されているともいえよう。もし契丹小字石刻史料の記述がなかったならば、『遼史』からはどのようにしても耶律吼父子の間の名前をめぐるかかる微妙な関係を見いだすことはできない。

（二）耶律奴と耶律国隠

契丹小字『耶律奴墓誌銘』は第 4 行で墓主の名前を次の如く紹介する。



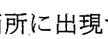
子　名　奴　第二の（名）　国寧

この一文の最後の一語  は、現時点でも正確な解読がなされていない。劉鳳翥先生はこれを上下二語に分けて分析して「国姓」と誤読され、文章の末尾の二語を「第二等の国姓」と読まれた。[27] 按ずるにこの語は首行の誌題にも見え、仔細に本文の拓本と対比

[25] 録文および釈文はどちらも盧迎紅、周峰「契丹小字「耶律迪烈墓誌銘」考釈」，『民族語文』2000年第1期所載。この文章は劉鳳翥先生の観点に拠る。

[26] 即実「「銘石」瑣解」，『謎林問径』187~189頁を参照。

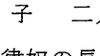
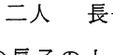
[27] 石金民、于沢民「契丹小字〈耶律奴墓誌銘〉考釈」，『民族語文』2001年第2期）を参照。この文章は劉鳳翥先生の観点に拠る。清格爾泰の摹本も同様な誤りを犯している，『契丹小字釈読

すると、二箇所に出現するがみな一語として書かれていることは容易に見て取れる。今日の契丹人名に対する理解によれば、これが耶律奴の第二名であることが確認でき、既知の文字音価に依ってしばらくこれを「国寧」と訳す。

耶律奴は『遼史』に立伝されず、その妻蕭意辛が『遼史』列女伝に見え、そこには「耶律奴妻蕭氏、小字意辛。…子国隠」などと記される。『耶律奴墓誌銘』第26行はその嫡子について次のように記す。



男　子　二人　長子　国隠

「国隠」は耶律奴の長子の小名である。耶律奴の第二名と彼の長子の小名を比較すると、両者の違いは前者が後者と比して属格後缀をもつのみであることが看取されよう。

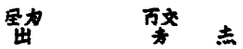
（三）耶律瑰引と耶律仁先

耶律仁先の父の名は瑰引で、『遼史』耶律仁先伝に見えるが、契丹小字『耶律仁先墓誌銘』第5行の彼の契丹語名の全称が次の如く記される。



查懶・　瑰引　　宰相

この名前の字形と釈義は、現在契丹文字学者の間で共通認識が得られておらず、ここで論証を必要とする。劉鳳翥先生は後の二語を「国の宰相」と解釈されたが、最初の語の解釈は保留された。[28] 即実先生はこの一文を「查剌初瑰引宰相」と読まれたが、[29] 最初の一語の訳音が不正確なことを除けば、この解読および結論は基本的に首肯できる。上述したが、『遼史』は耶律奴の子の名を国隠とし，『耶律奴墓誌銘』はそれをと記すが、この語はまさに上掲した耶律瑰引の小名と同じであり、即実先生がを瑰引と解釈したことの正確さを物語る。当然、「瑰引」と「国隠」は同名異訳である。この他に、耶律瑰引の名前は『耶律智先墓誌銘』の第8行に見える。



查懶　　燕　王　瑰引

この箇所での最初の一語は、劉鳳翥先生と清格尓泰先生の摹本ではともにと記されるが、拓本と比較してみたところ、この語の最後の一文字はではなくの草書と判断できる。は契丹小字の石刻でよく第二名に用いられるが、という語はその他の石

問題』242頁を参照。

[28] 前掲劉鳳翥『契丹小字解読四探』附録一，550頁；『契丹文字新研究』（未刊稿）でもこの説を保持している。

[29] 即実「〈糺隣墓誌〉釈読」，『謎林問経』206~207頁。

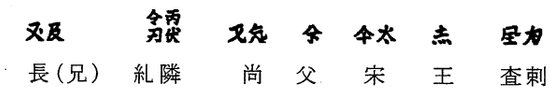
刻資料には見出せない。上掲の一文について、劉鳳翥先生は第一語を釈読されなかった上、その後の三語を「燕王国」と連読された。[30] おそらくこれは耶律瑰引の小名を漢語からの借用語として理解された結果である。この文は第二名と小名の間に封号を挿入しており、確かに誤解を引き起こし易い。実は、このように「第二名＋官称或いは封号＋小名」という形式で人物を指称するのは、契丹小字の石刻では一種の通例なのである。『耶律智先墓誌銘』を例とすると、第10行で耶律仁先を「糺隣尚父宋王查剌」と称し、その子を「胡独堇招討令公撻不也」と称すのはみな同例である。つまりは、耶律瑰引の第二名の規範字形はであり、「查懶」と訳せる。

耶律仁先は耶律瑰引の長子であり、『遼史』本伝は「耶律仁先、字糺隣、小字查剌」と記す。これは、彼の契丹語小名が查剌で、第二名が糺隣であったことを示す。契丹小字『耶律仁先墓誌銘』第6行では彼の名前を次のように紹介する。

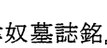


糺隣　王　小　名　查剌

また、『耶律智先墓誌銘』第10行では墓主の兄弟姉妹を紹介する際に、耶律仁先の契丹語名を提示する。

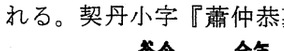


長（兄）　糺隣　尚　父　宋　王　查剌

試みに耶律瑰引の第二名をその長子耶律仁先の小名と比較してみると、また同様の規則性を見出せる。すなわち、父親の第二名と長子の小名は語根を同じくし、前者に属格接尾辞が加わるのみである。

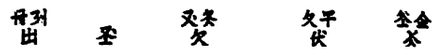
（四）蕭撻不也と蕭特末

『金史』蕭仲恭伝によれば、その祖の名は撻不也、父の名は特末である。撻不也はまたの名を蕭兀納といい、『遼史』巻九八に立伝され、「蕭兀納。一名撻不也、字特免」と記される。契丹小字『蕭仲恭墓誌銘』第2行には蕭撻不也の契丹語全名が記録される。



祖　父　特免・撻不也

続いて第4~5行で蕭撻不也の二人の子供が紹介され、その長子が蕭特末である。



子　二人：　長子　兀古隣・特末

この父子の名前に対しては、蕭撻不也の小名（撻不也）はつとに認識されており、

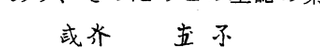
[30] 前掲趙志偉、包瑞軍「契丹小字〈耶律智先墓誌銘〉考釈」附録一を参照。

蕭特末の第二名（兀古隣）は王弘力先生の解読の見解を参考して改訳した。[31] ただ「特末」と「特免」の二語にはさらに少しく説明を加えなければならない。按ずるに漢文『耶律慶嗣墓誌』が示す「（蕭）特末」は、契丹小字『耶律仁先墓誌銘』第 63 行ではと記されるが、この語の末尾の文字は具格の附加成分であり、その語根のが「特末」の原形なので、との二文字は通用できる。故に上に引用した文中のという語は蕭特末の小名と考えられる。蕭撻不也の第二名はで、（特末）と語尾の文字が異なるのみであり、これは明らかに『遼史』蕭兀納伝が記す「特免」である。

蕭撻不也の第二名とその長子蕭特末の小名の間の異同は、先に挙げた諸例と完全には一致しないようである。この二語の差異は語尾の文字が異なることにあり、ただ単に小名の後に一文字を加えて第二名を構成したのではない。たとえそうであっても、それらが語根を同じくする関係にあり、第二名に用いられるが小名に用いられるの後に属格附加成分を連ねる形式であることが看取できる。契丹小字の石刻中では他にもこの形式に類する名・字が見られ、例えば小名に用いられる（撻不也）と第二名に用いられる（撻不衍）も、このような対応関係にある。

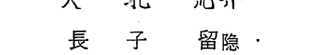
（五）耶律抜里得と耶律海里

『遼史』耶律抜里得伝では「耶律抜里得、字孩隣、太祖弟剌葛之子」と記される。近年出土した契丹大字『耶律昌允墓誌』は、考証によると墓主が太祖の弟剌葛の四世孫であり、そのためこの墓誌の第 6 行に耶律抜里得の契丹語全名が確認できる。[32]



孩隣 · 抜里得

耶律抜里得の子耶律海里は、『遼史』巻八四に立伝され、「耶律海里、字留隠、令隠抜里得之長子」と記される。その名前の全称は『耶律昌允墓誌銘』第 7 行に確認される。



長 子 留隠 · 海里

耶律海里の小名はで、その父耶律抜里得の第二名はに属格附加成分が後続して構成され、父子の名・字の間の関連が明確に見て取れる。

（六）耶律解里と耶律直魯姑

[31] 王弘力『契丹小字墓誌研究』はこの語を「兀古匿」と訳すが、『遼史』にこの名が見えるとはいえ、小名として用いられたものであり、第二名とする際には末尾子音を加える。故に「兀古隣」と訳すべきである。『遼史』巻七三が耶律頗徳の字を兀古隣とし、巻八〇が耶律八哥の字を烏古隣とし、また巻四八・百官志四に「于骨隣」とあるのも、この名の異訳である。

[32] この墓誌の録文及び釈文はともに劉鳳翥等「契丹大字〈耶律昌允墓誌銘〉之研究」に拠ったが、「抜里得」の一語のみは未釈であり、前後の文中に基づいて仮に比定した。

漢文『耶律習涅墓誌銘』は「（公）諱習涅、小字杷八、即大横帳乙信直魯姑郎君之子也。…太尉諱直魯袞、小字解里、即公之祖也」とある。この記述によれば、耶律習涅の祖父の小名は解里で、「諱直魯袞」は実際には彼の第二名を指す。この人物の契丹語全名は契丹大字『耶律習涅墓誌銘』第 7 行に見える。

直魯袞 · 解里

上掲の漢文墓誌によると、耶律習涅の父の名の全称は「乙信·直魯姑」であり、契丹大字墓誌の第 9 行では次のように記される。

乙信（隠） · 直魯姑

耶律解里の小名は上に引いた『耶律昌允墓誌銘』にも見え、耶律海里の「海里」の対訳であり、「解里」と「海里」が同名異訳であることが分かる。耶律直魯姑の第二名は、漢訳の規範では「乙信隠」であり、漢文墓誌は「乙信」に作るが、これは語尾附加成分を訳出していないからである。再び彼ら父子二人の名と字の間の関連を見ると、耶律解里の第二名はで、その子耶律直魯姑の小名はであり、前者は後者に属格接尾辞を加えただけである。この墓誌は耶律直魯姑が長子か否かに言及しないが、先に挙げた諸例を参考にして判断すれば、彼が長子であった可能性は極めて高い。

以上、契丹文字の石刻資料から得られた六個の例証（その中の四例は契丹小字石刻、二例は契丹大字石刻に現れる）は、全て同じ問題を明らかにする。すでに解明した規則性に基づくと、遼代漢文文献の中でも類似する状況を見出すことは難しくない。

耶律李胡と耶律喜隠の場合、『遼史』章肅皇帝伝に「章肅皇帝、小字李胡、一名洪古、字奚隠。…二子。宋王喜隠、衛王宛」とある。この後には耶律喜隠の附伝があり、「喜隠、字完徳」とある。李胡は太祖の第三子で、その長子の小名は喜隠、李胡の第二名は奚隠である。この一対の父子の名・字は明確な関係をもつが、「奚隠」の訳音はおそらくあまり正確ではない。もし李胡の第二名がその長子の小名「喜隠」を語根とし、その後に属格附加成分を加えているのならば、「喜寧」と訳すべきだろう。現在、契丹文字の石刻資料中ではこの名・字の組み合わせについては他の事例がみられず、明確な結論を下すのは暫く差し控えざるをえない。

耶律牙里果と耶律敵烈の場合、『遼史』皇子表によれば、太祖の第四子牙里果は、字敵輦である。また、牙里果には二人の子があり、長子が敵烈、次子が奚底であった。この父子の名・字の間の関係は非常に明確で、牙里果の第二名「敵輦」は契丹小字石刻ではと記され、其長子の小名「敵烈」は契丹小字では一般的にと記され、両者は語根を同じくし、第二名に用いられるは小名に用いられるに属格附加成分を加

えた形式である。

耶律隆祐と耶律胡都古の場合、『遼史』皇子表の記述によると、景宗の第三子隆祐は「小字高七、一字胡都堇。…子三人。胡都古、合禄、貼不」と記される。この史料は耶律隆祐の名前の表記に関していささか混乱しており、正確に言うならば、隆祐は彼の漢名で、高七は契丹語小名、胡都堇は契丹語第二名である。耶律隆祐の長子の小名は胡都古で、契丹小字の表記は  である。隆祐本人の第二名は胡都堇、契丹小字では  と表記される。父子二人の名・字の間の関係は極めて明確である。

耶律鐸軫と耶律低烈の場合、『遼史』耶律鐸軫伝には「耶律鐸軫、字敵輦。…子低烈」とある。この父子名・字の間の関係と、前述した耶律牙里果と耶律敵烈の情況は完全に一致する。

以上で考察した内容を整理・すると、次の表のようになる。

	長子の第二名	長子の小名	父の第二名	父の小名
耶律吼父子	 （斜寧）	（何魯不）	 （曷魯本）	（吼）
耶律奴父子		 （国隠）	 （国寧）	（奴）
耶律瑰引父子	（糺隣）	（查剌）	（査懶）	（瑰引）
蕭撻不也父子	 （兀古隣）	（特末）	 （特免）	（撻不也）
耶律抜里得父子	亢斗（留隠）	或（海里）	或斗（孩隣）	宝孓（抜里得）
耶律解里父子	弓已昏斗（乙信隠）	斗（直魯姑）	斗斗（直魯袞）	或（解里）
耶律牙里果父子		 （敵烈）	（敵輦）	牙里果
耶律隆祐父子		（胡都古）	 （胡都堇）	高七
耶律鐸軫父子		（低烈）	（敵輦）	鐸軫
耶律李胡父子	完徳	喜隠	奚隠（寧？）	李胡

本章での考察をまとめると、遼金時代の契丹大小字石刻資料及び漢文史料が提供する豊富な例証によって、一つの明確な結論が得られる。契丹人の小名と第二名は遼代漢文文献ではそれぞれ「名」と「字」と称されるが、実際には漢人の名・字の間にあるような語義上の相関性を備えていたわけではなかった。注意すべきは、何例かの契丹人父子の第二名と小名の間には、語法上同じ形式を有するという関連が存在した。すなわち、父の第二名とその長子の小名は語根を同じくし、前者の慣用的な語形は後者に属格附加成分を加えた形式をとる。このような情況が我々に伝えるのは、契丹族の歴史上、いま

だ明らかにされないある種の父子連名制が存在したに違いないことである。これが一体いかなる類型・形式の父子連名制であったのかについては、文化人類学の知見にその解答を求めるべきである。

三、文化人類学の視点から契丹族の父子連名制を解読する

連名制は世界各地の民族に広汎に分布する一種の文化現象で、中でも父子連名制が最も普遍的である。父子連名制の類型に関しては、1960年代以前には、人類学者にもおおよそ子が親の名を加える形の親子連名制しか知られておらず、親が子の名を加える形の親子連名制があることは殆ど知られていなかった。1961年、楊希枚先生は、彼が想定した従名制から連名制へ向かうという変遷過程に基づき、親子連名制が次の四つの類型を備えたはずという結論を導き出された。[33]

Ⅰ.子が親の名を加える親子連名制	a)子が親の名を加え、親名が前に位置する形式（某の子-某）
	b)子が親の名を加え、親名が後に位置する形式（某-某の子）
Ⅱ.親が子の名を加える親子連名制	c)親が子の名を加え、子名が前に位置する形式（某の父-某）
	d)親が子の名を加え、子名が後に位置する形式（某-某の父）

これら四類型の連名制に対しては、楊先生の論証をまとめてそれぞれ説明を加える必要がある。

（1）子が親の名を加え、親の名が前に位置する形式

子が親の名を加えるのは親子連名制では普遍的な形式で、親の名が前に位置する形式と親の名が後ろに位置する形式の二類型に分けられる。親の名が前に位置する形式はビルマ＝チベット語民族、歴史上の六詔（彝族、白族、納西族の祖先）、苗瑶語民族の一部、春秋時代の華夏族及び楚人と越人、インド諸族、古代日本等を含む。

（2）子が親の名を加え、親の名が後に位置する形式

この類型の親子連名制も、世界各地の民族に相当普遍的に分布する。台湾の先住諸民族、タイヤル族、サイシャット族、アミ族、平埔族、チュルク語民族、カラハン朝時代

[33] 楊希枚「従名制与親子連名制的演変関係」，『中央研究院歴史語言研究所集刊』外編第4種「慶祝董作賓先生六十五歳論文集」下冊，1961年6月。758~776頁を参照。

のウイグル族、苗族の一部、ヨーロッパ諸民族、アフリカ諸民族、アラブ人、ニューギニアのパプア人等である。

（3）親が子の名前を加え、子の名が前に位置する形式

親が子の名前を加える親子連名制は稀であり、楊希枚先生はこの類型の連名制が必ず存在すると考えられ、子の名前が前に位置する形式と子の名前が後に位置する形式の二種に分けて分析を加えられた。親が子の名前を加え、かつ子の名前が前に位置する形式に関しては、楊先生は二つの不確かな手がかりを提供されたに過ぎない。

（4）親が子の名前を加え、子の名が後に位置する形式

楊先生は、モロッコ人、アラブ人、イングランド人及び古代バビロニア人社会ではこの類型の親子連名制が存在していたはずだと考えられた。ただし、挙げられた証拠は推論の上に成り立っており、信頼すべき人類学的資料を提供しなかった。

楊希枚先生の親子連名制の二種四形式説は疑いも無く拝聴に値する創見であるが、彼が当時構想した、親が子の名前を加える形式の親子連名制は、基本的に理論的仮説の段階に留まっており、子の名が後に位置する形式について挙げられた証拠は説得力に乏しく、子の名が前に位置する形式は、それだけでは説得力に乏しい二つの推論を打ち出したに過ぎない。今日に至るまで、上述した親子連名制の類型仮説はなお明証を待つ理論的な構想である。しかし我々が現時点で把握する人類学的資料に拠ると、この問題に一つの肯定的な結論をもたらすことができる。

本稿は主に、親が子の名前を加え、かつ子の名が前に位置する形式について論じるが、これはこの形式が契丹人の連名制と直接的な関係があるからである。この類型の連名制で、現時点で確認しうる最も典型的で、最も説得力に富む民族学的資料はワ(佤)族に関するものである。ワ(佤)族はアウストロアジア語系のモン・クメール語族に属し、その連名制は極めて特徴的である。ワ(佤)族人の小名は排行名に本名を加えて成り立つが、排行名には性別の区別があり、男性の第一から第八の排行名はアイ(Ai)、ニー(Nyī)、サム(Sam)、サイ(Sai)、オホ(ox)、ロウグ(Lōug)、ジャド(Jiad)、ビェド(Bied)に分かれる。本名は通常、出生日の天干或いは地支により決められ、幾つかの吉祥語から決められもする。小名「艾刀」を例とすると、「アイ(艾)」は男性で長子であることを、「刀」は壬（みずのえ）の日に生まれたことを示す。男性は結婚して子を持った後、小名を名乗らなくなり、父子連名を用いるのである。父子連名の形式は、「長子の本名+本人の本名」となる。「艾刀」の長子の小名が艾戛であるならば、艾刀の父子連名は「戛刀」となる。[34]

[34] 魏徳明『佤族文化史』，雲南民族出版社，2001年，155~156頁及び、李道勇『佤族』，張联芳主编『中国人的姓名』，中国社会科学出版社，1992年，334~342頁を参照。

雲南省西盟佤(ワ)族自治県の阿佤山区はワ(佤)族民族文化の色濃く残る地であり、比較的完全な形で、この類型の連名制の伝統を保持している。新中国建国後に行なわれた少数民族社会歴史調査の中で、民族学者により記録された多くのワ(佤)族人の系譜は、非常にはっきりとこの連名制の歴史的痕跡を反映している。そこで、比較的典型といえる系譜を一つ選んで転載する。

西盟県岳宋寨永鋪擂氏艾怪の家譜は、始祖里卯から怪仿まで、合計23代からなる。[35]

怪仿（23）← 仿散（22）← 散桃木（21）← 桃木行（20）←行昂（19）← 昂賽（18）← 賽抗（17）← 抗康尼（16）←—康尼宋（15）← 宋查因（14）← 查因僅（13）←僅鋪鹿埃（12）← 鋪鹿埃瑪特（11）← 瑪特孩因（10）← 孩因怪（9）← 怪格郎（8）← 格郎耙特（7）← 耙特標（6）← 標恩（5）← 恩普特（4）← 普特崗（3）← 崗里（2）← 里卯（1）

調査者によれば、この系譜は艾怪から提供を受け、怪仿がすなわち艾怪であると言われたという。筆者は調査者のこの箇所の記録に誤りがあるのではないかと疑う。ワ(佤)族人の連名制から判断すると、怪仿の小名は艾仿となるべきであり、その父の名は仿散で、怪仿は彼が結婚して子を持った後の父子連名である。艾怪は怪仿の長子である。おそらく、艾怪は当時まだ結婚して子を持っておらず、その小名を名乗ったのであろう。

前掲したこの系譜から見て取れるのは、ワ(佤)族人はずっと厳格な親連子名制を実施しており、系譜中に見える父子連名は全て、一代の例外も無く、既知の佤族連名制の規則に符合する。この類型の連名制は「BA-CB-DC」の公式により表すことができ、楊希枚先生が構想した「某の父-某」型の、親が子の名前を加え形式と基本的に合致し、ここでは「某（の父）-某」の形式が省略されているに過ぎない。この他に、ワ(佤)族人の系譜にはもう一つ注目すべき点がある。子が親の名前を加える親子連名制の社会において、人々の系図はみな始祖から正しい順序により排列されるが、現時点で確認される数十件のワ(佤)族人の系譜は、かえって全て始祖へと遡る形式をとり、排列の順序も逆になる。これは親が子の名前を加える連名制を行なう情況下では、後の世代の小名から前の世代の連名が導き出されるが、かかる排列順序は明らかに子孫が先祖名を記憶するのに便利なのである。

中国国外の人類学の資料においても、同様にこの類型の連名制が見られる。イギリス

[35] 田継周等「西盟県岳宋佤族社会経済調査」，『佤族社会歴史調査』（二），雲南人民出版社，1983年，2頁及び35頁註4から引用した。

の人類学者ホース（C.Hose）氏等がボルネオで行なったフィールドワークでは、当地のクニャー族（Kenyah）とダヤク族（Dayak）が一種の独特な、親の名が子の名に連なる命名制を有しており、その連名の形式は、タマ（Tama、父親の意）+長子の小名+本名である。ジャウ(Jau)の長子の小がオボン(Obong)ならば、その父子連名の全称はタマ・オボン・ジャウ(Tama-Obong-Jau)となるが、普段はタマ・オボン(Tama-Obong、Obongの父）と簡称される。[36] クニャー族のマダン（Madang）集落の長の全名はタマ・カジャン・オドー(Tama Kajan Odoh)で、彼が口述した家族の系譜は次の通りである。[37]

19、Kajan
18、Tama Kajan Odoh
17、Sigo
16、Apoi
15、Baun(♀)
14、Odoh Sinan(♀)
13、Along
12、Apoi
11、Laking
10、Laking Giling
09、Giling Sinjan
08、Sinjan Putoh
07、Putoh Ati
06、Ati Aiai
05、Jalong
04、Balari
03、Umbong Doh(♀)
02、Kusun Patu
01、Balingo

調査者によればこの家族の系譜は全部で19代にわたるが、原文では第1、第2世代をクスン・パトゥ・バリンゴ(Kusun Patu Balingo)と、第5、第6世代をアティ・アイアイ・ジャロン(Ati Aiai Jalong)と連写しているので、こう数えれば17代しかないことになる。ここでは凌純声先生の見解により訂正しておく。[38] クニャー族のかかる連名制を見ると、上の系譜の第6代から11代、18代から19代の父子の間に明らかな連名関係が見出せる。その他の各代の多くは本名を記録するのみだが、おそらく口述者が連名を略したためだろう。もし我々が省略された連名を完璧に復元するとすれば、次のようなさらに明確な系譜が得られる。

19、Kajan
18、Tama Kajan Odoh
17、Tama Odoh Sigo
09、Tama Giling Sinjan
08、Tama Sinjan Putoh
07、Tama Putoh Ati
16、Tama Sigo Apoi
15、Baun(♀)
14、Odoh Sinan(♀)
13、Along
12、Tama Along Apoi
11、Tama Apoi Laking
10、Tama Laking Giling
06、Tama Ati Aiai
05、Tama Aiai Jalong
04、Tama Jalong Balari
03、Umbong Doh(♀)
02、Kusun Patu
01、Tama Patu Balingo

この系譜の連名で、下線を引いた語句はクニャー族の連名制の規則を参照して補足したものである。この復元譜を参照すると、第2、第3代と第14、15代を除く各代は全てクニャー族の連名制に符合している。そして、連名しない何例かについても合理的な解釈を下すことができる。すなわち、第3代は女性であるので第2代とは連名せず、14と15の両代も同様な理由で連名されなかったのである。つまり、この系譜はクニャー族の親子連名制が明らかに楊希枚先生が提示された、親が子の名前を加え、かつ子の名が親の名の前に置かれる形式に属すことを表している。

話を契丹の連名制に戻すと、先に指摘したように、契丹語の慣習によれば、契丹人名の全称は第二名が前に、小名が後にくるもので、契丹大小字の石刻資料に現れる契丹人の父子連名の通例は、父の第二名とその長子の小名が同じ語根をもち、前者は後者に属格附加成分を加えた形式であった。ならば、これは一体いかなる類型・形式の父子連名制なのだろうか？二つの可能性がある。一つはおそらく、子が親の名前を加え、かつ親の名が後に置かれる形式であり、子の名から見ると、「本名に属格接尾辞が後続+父名」の形式と理解できる。もう一つはおそらく、親が子の名前を加え、かつ子の名が前に置かれる形式で、父の名から見れば、「長子の小名に属格後綴が後続+本名」の形式と理解できる。筆者は、契丹人の連名制は後者の類型に属すと考えるが、その理由は次の通りである。

（一）契丹小字墓誌の「小名」と「第二名」という名称は、契丹人の連名制が、父の名が子の名に連なる形式であったことを示す。

先に述べたが、契丹小字の石刻資料は通常、契丹人の名の一つを 或いは （小名）と称し、もう一つの、長子の小名に属格接尾辞が後続して成るものを （第二名）と称した。かかる表現ははっきりと二つの名の区別を暗示する。「小名」は明らかにはじめにあった本来の名であり、「第二名」はその後に父の名が子の名に連なることにより生じた名である。『遼史』は前者を契丹人の「名」、後者を契丹人の「字」と見なし、この二者の先後関係を同様に理解していたといえる。子の名により生じる名前を「第二名」と称するのであるから、これは父の名が子の名に連なるとしか考えられない。

[36] C.Hose & W.McDougall, *The Pagan Tribes of Borneo*, London, 1912, Vol.1, pp.79-82.

[37] *Ibid*, Vol.2, pp.11-12.

[38] 凌純声「东南亜的父子連名制」，原載『大陸雑誌特刊』第1輯，1952年，171~220頁。後に同氏の論文集『中国边疆民族与環太平洋文化』上册，台北：联経出版事業公司，1979年に収録（同書では442頁を参照）。

（二）契丹人には長子と父の連名しかなく、子の名が父の名に連なることがありえないことを示す。

現在知られる契丹人の父子連名の実例の殆どは証拠によって、父と連名する子が長子であることが示されている。耶律解里と耶律直魯姑、耶律鐸軫と耶律低烈の二例のみ長子か否かの明確な記載を欠くが、例外であるとは思えない。この現象は一体いかなる問題を解明するのだろうか？筆者が目睹した中国国内外の人類学資料の中で、およそ子の名が父の名に連なる場合、全ての子女が等しく父と連名し、父の名が子の名に連なる場合は、長子或いは長女と連名する。こうして見ると、契丹人の連名制は当然、父の名が子の名に連なる形式であり、その逆ではありえない。

（三）契丹人名の全称から見て、子の名が前に置かれ、親が子の名前を加える形式に属するはずである。

上述したように、契丹大小字の石刻史料の中で、契丹人名の規範的全称はみな「第二名+小名」、すなわち「長子の小名に属格接尾辞が後続+本名」の形式をとる。この連名形式から分析すると、楊希枚先生が提示された「某の父-某」型の、親が子の名前を加える連名制に属すと考えるべきである。

だが、この結論はなお必要な論証を経てこそ説得力をもつものとなろう。すなわち、厳密に言えば、契丹人名の全称は実際には「某（子の名）の某（父の名）」という外在的形式で表現されるに過ぎず、この種の連名形式は、父が子の名前を加える形式と、子が父の名前を加える形式のどちらにも属す可能性があるからである。例えば、台湾の先住民サイシャット族の父子連名は、往々にして子の名の後かつ父の名の前に領属の意味をもつ助詞 a が挿入されて両者の間の親子関係を明確化する。「達鳥斯·阿·厄茂」ならば、「厄茂の子達鳥斯」という意味となる。[39] もしその外在的形式のみから見るならば、サイシャット族の連名形式と契丹人名の全称は全く同じであるが、サイシャット族のそれは親の名が後に置かれ、子が父の名前を加える形式である。どうして同じ形式が、はっきりと相反する二つの連名制を表しうるのだろうか？この問題を解く鍵は、この二つの民族の言語の間の文法構造の差異にある。

この問題は連名制と言語の間の関係に対する認識に関連する。楊希枚先生は連名制の規則性を分析された際にある見解を提示され、同一の語系或いは近似する語系の民族は、大抵同じ類型の連名制を有しており、例えば単音節を特徴とする漢語及びビルマ＝チベット語の各民族は一般的に親の名が前に置かれる形式の親子連名制、そして多音節を特

[39] 楊希枚「台湾賽夏族的個人命名制」，台北：《中央研究院院刊》第3輯，1956年，325頁を参照。

徴とする印欧語、インドネシア語及びアフリカの諸民族は、親の名が後に置かれる形式の連名制をもつことが多い。[40] この見解に対し、納日碧力戈先生は異なる見解を提示され、連名制の類型とその民族の言語が単音節であるか多音節であるかは関係なく、連名制の形式―前置形であれ後置形であれ―は、まず主にその言語の中の名詞連体修飾語の被修飾語に対する位置により決定され、「二次的な社会的要因を別にすれば、属格名詞である連体修飾語が被修飾語の前に位置する言語は、親の名が前に置かれる親子連名制に対応し、属格名詞である連体修飾語が被修飾語の後に位置する言語は、親の名が後に置かれる親子連名制に対応すると言える」とされた。[41] この解釈は楊先生の説に較べ明らかに説得力がある。オーストロネシア語系のインドネシア語族はまさに属格名詞である連体修飾語が中心詞の後に位置する言語であり、故にサイシャット族の「某の某」という連名形式が示すのは、親の名が後に位置する親子連名制であり、実際の内容は「子名+属格助詞+父名」である。アルタイ諸語はみな属格名詞である連体修飾語が中心詞の前に位置する言語で、だから契丹人の「某の某」という連名形式が示すのは、子の名が前に置かれる親子連名制であり、実際には「子の名+属格接尾辞+本名」を表す親子連名制なのである。今日に到るまで、トルコ語諸民族に通行する、親の名が後に置かれる形式の親子連名制は、イスラム化以降にペルシア語とアラビア語の影響を受けた結果である。なぜなら、ペルシア語とアラビア語はともに名詞の連体修飾語が後置される言語だからである。

このようである以上、新たな疑問が出来する。上の結論を踏まえると、契丹人の「某（子の名）の某（父の名）」という連名形式にあって、前の子の名に位置するのは属格名詞である連体修飾語、その後に位置するのは被修飾語となるはずで、このような従属関係により父親の連名を言い表すのはあまり情理に合わないように思える。ここで鍵となるポイントは、やはり契丹人の第二名語尾の属格接尾辞である。実は、聶鴻音・烏拉熙春の両氏はすでに異なる角度から契丹人の「字」の帯びる語尾附加成分を看破されていたが、このような名前の中の接尾辞がはたしていかなる意義をもつのかは明らかでなかった。聶鴻音氏は、現時点ではまだ、それらの実際の意義を解明しうる信頼すべき歴史文献が無く、契丹人がそれらを名詞に後続させた理由は名詞の格を示すためか、或いは新たな名詞を作り出そうとしたのかすら分からないとされた。[42] 烏拉熙春氏も類似する困惑を抱かれ、語尾の子音 n は契丹語では名詞の属格接尾辞を示す機能があるとされた

[40] 前掲楊希枚「従名制与親子聯名制的演変関係」，759~760頁を参照。

[41] 納日碧力戈「民族姓名的語言制約因素析要」，『民族語文』1990年第4期。同氏『姓名論』，社会科学文献出版社，1997年，177~178頁を参照。

[42] 前掲聶鴻音「契丹語的名詞附加成分*-n和*-in」を参照。

が、このような人名を構成する語末に現れるnが語の一部を成す接尾辞なのか、それとも格を示す接尾辞なのかについては、さらなる研究が必要とされた。[43] 後に烏拉熙春氏はこの種の接尾辞は語の一部を成す接尾辞であり、その機能は当該語の語幹を形容詞化することにあるという見解に傾かれた。[44] この仮説ではある疑問を解決することができない。つまり、契丹人はなぜみな形容詞化した「字」をもっていたのだろうか？今や、我々は契丹人の連名制に対して明確な認識を有したのであるから、この問題については満足すべき解釈が得られるだろう。契丹人の「第二名+小名」すなわち「長子の小名に属格接尾辞が後続+本名」という連名形式にあって、実際には省略された成分がある。つまり、「第二名」の後に「父」の一語が省かれており、これこそが契丹人の第二名の語尾がみな属格附加成分を有する理由である。これはすなわち、子の名と父の名はここでは名詞連体修飾語と被修飾語との関係にあるのではなく、子の名とともに語の支配-従属関係を構成するのは省かれた「父」という語であり、父の本名を後続させるのは単に「父」という語だけがたくさん現れてしまうと誰のことか分からなくなるのを避けるために過ぎない。ここに至り、契丹人の連名制の形式を正しく「某の（父）-某」型、すなわち子の名が前に置かれる親子連名制に属すると表すことができるし、ワ(佤)族とボルネオのクニャー族、ダヤク族の行なう連名制と同一類型に属すと見なすことができよう。楊希枚先生の構想に拠れば、この類型の連名制は「某の父-某」という形式をとるはずであり、契丹人の連名制と非常に似通っている。

以前の学界には契丹族の連名制に対する知見が全く無かったため、往々にして契丹人の「字」の来歴に対して誤解を生んだ。聶鴻音先生は、契丹人が幼少時に「名」を、成人した後に「字」を持ったと推測され、「これはおそらく直接または間接的に中原の漢文化の影響を被ったものである」とされた。烏拉熙春氏も契丹人の字は「漢人の習俗に倣った可能性がある」とされた。[45] いま我々は遂に、もともと契丹人の「字」は純粋かつ独自の民族文化に根ざしたものであることを理解した。史料にはこの契丹族の連名制が、悠久の歴史をもつ民族の伝統であることを示すものがある。遥輦氏の始祖阻午可汗は、「契丹名迪輦俎里」であった。[46] 迪輦（契丹小字では或いはと記される）は遼代

[43] 前掲烏拉熙春「「耶律迪烈墓誌銘」与「故耶律氏銘石」所載墓主人世系考--兼論契丹人的“名”与“字”」を参照。

[44] 前掲烏拉熙春「契丹人的命名特征--兼論契丹語派生形容詞的後綴」，222～223頁を参照。

[45] 前掲聶鴻音「契丹語的名詞附加成分*-n和*-in」、烏拉熙春「〈耶律迪烈墓誌銘〉与〈故耶律氏銘石〉所載墓主人世系考-兼論契丹人的“名”与“字”」を参照。

[46] 『遼史』巻六三 世表。

の契丹人が常用した、属格接尾辞を帯びる第二名であり、これは遅くとも大賀氏時代の晩期には契丹族がすでに、子の名が前に置かれる親子連名制を用いていたことを示す。

古代アルタイ民族の中で、契丹族の命名制度は、相対的に見れば複雑な方である。幸いなことは、契丹人が我々にかくも豊富な石刻資料を残してくれたことであって、それゆえこのすでに亡びた民族文化を再び世に知らしめることができたのである。契丹文字資料が続々と発見され、関連研究が日に日に深まるにつれ、このいにしえの民族の歴史・文化の様相がより明らかに我々の眼前に立ち現れてくるものと、筆者は信じて疑わない。